

保育の提供開始にあたり、当園があなたに説明すべき内容は次のとおりです。ご確認の上、同意書をご提出ください。

1.事業者の運営主体

(事業者の名称) 社会福祉法人観音会
(事業所の所在地) 福岡市西区愛宕2丁目19番2号
(事業者の連絡先) 092-881-2210
(代表者の氏名) 理事長 楠野吉弥
(定款に定める目的) 保育事業他

2.事業の概要

(種別) 認可保育所
(名称) 観音寺保育園
(所在地) 本園 福岡市西区愛宕2丁目19番2号
分園 福岡市西区愛宕浜4丁目42番1号 福岡市立愛宕浜小学校内
(連絡先) 電話番号 本園 092-881-2210 分園 092-894-3667
FAX 番号 本園 092-881-4440 分園：本園にて対応
(施設長氏名) 園長 楠野吉弥
(開設年月日) 本園 昭和23年7月1日 *社会福祉法人としての認可 昭和49年1月17日
分園 平成24年11月1日
(利用定員) 本園 0歳児9人 1歳児18人 2歳児23人
3歳児30人 4歳児30人 5歳児30人 合計140人
分園 0歳児4人 1歳児8人 2歳児8人 合計20名
(特例保育事業) 延長保育 さぽーと保育(旧障がい児保育) 地域支援事業

3.施設・設備の概要及び職員体制

(敷地面積) 本園 建築面積459.51㎡ 屋外遊技場1,060.04㎡ 職員駐車場261.21㎡
分園 建築面積148.35㎡ 屋外遊技場33.15㎡
(園舎) 本園 鉄筋コンクリート造2階建
分園 愛宕浜小学校内
(職員体制) 園長1名 主任保育士1名 副主任保育士1名
正規保育士11名 非正規保育士15名 パート保育士2名 保育補助2名
正規調理員3名 非正規調理員2名 パート調理員1名
正規事務員1名
派遣保育士3名

4.保育を提供する日・時間及び休所日

(開所曜日・時間) 月曜日から金曜日まで7時00分～19時00分 土曜日7時00分～18時00分
(保育時間) 保育標準時間 7時00分～18時00分(11時間)
保育短時間 8時30分～16時30分(8時間)
(延長保育) 保育標準時間 18時00分～19時00分
保育短時間 7時00分～8時30分 16時30分～19時00分
(休業日) 日曜日 祝日 国民の休日 年末年始(12月29日～1月3日)

5.利用料金

(保育料) 保護者が居住する市町村が定める利用料

(給食食材費) 3・4・5歳児クラスの主食費(月額1050円)副食費(月額4,500円)を園へお支払いいただきます。毎月27日に当月の費用を引き落とします。引き落としの際は事務取扱費用(銀行手数料他)として、100円ご負担いただきます。27日が土・日・祝祭日に当たる場合は、翌日の営業日になります。きょうだい児の方は合算いたします。但し、その月全日欠席が予め申請された場合は、食材発注に計画的に反映されますので、徴収いたしません。その場合は、前月の15日までにその旨をお知らせください。欠席後の申し入れは受け付けられません。毎月の請求書・領収証の発行はいたしません。

(延長保育料) 18時00分より18時40分までの40分は、登録児の保育時間となり申し込みが必要です。月額利用料は3,000円(税込)です。登録児以外が認定時間を過ぎて延長を利用する場合、臨時利用料をお支払いいただきます。臨時利用料は下記の表を参照ください。閉園時間を過ぎてのご利用はお受けしておりません。やむを得ず19時を過ぎた場合は、費用としてお子さん1人10分につき200円をお支払いいただきます。

(臨時利用料) 18時00分～18時10分 0円

18時10分～18時40分 300円

18時40分～19時00分 300円

(教材費・保健衛生費等) おむつりサイクル費月額300円、絵本代月額350～450円、布団乾燥費1枚月額170円(冬季は2枚分)、保護者会費月額500円、毎月の請求書・領収書は発行いたしません。

6.施設の目的と運営方針、提供する保育の内容

(施設の目的) 児童福祉法に基づいて心身ともに健やかに育成されるよう乳児及び幼児の保育事業を行うことを目的とします。

(運営方針) 法人の基本理念・基本方針・保育の目標の実現に努めます。

(提供する保育内容) 保育所保育指針(平成29年厚生労働省告示第117号)に基づき、本園が定める全体的な計画に沿って、乳幼児の発達に必要な保育を提供します。

7.保育理念・保育目標

(保育理念・目標) 詳しくは「保育園のしおり」をご覧ください。

8.年間行事計画

(年間行事計画) 詳しくは「保育園のしおり」をご覧ください。

9.利用の開始及び終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項

(利用の決定) 市が行う利用調整による

(利用の終了) 2号・3号認定に該当しなくなったとき(卒園を含む)

保護者から退園の申し出があったとき

利用継続が不可能であると市が認めたとき

その他、利用継続の重大な支障又は困難が生じたとき

(留意事項) 保護者、その家族ないしその関係者が当園及び当園職員、関係者に対して、著しく当園の保育の妨げになるような行為、他の園児や保護者に強い不安を与えるような言動など、この契約が継続し難いほどの迷惑行為、背信的行為などを行い、利用の継続について重大な支障又は困難が生じた場合は、第三者委員を交えて話し合い、福岡市への報告を行い、利用契約の解除を行います。

10.嘱託医・嘱託歯科医

(内科) めいのはま白翠内科クリニック 武田洋子先生 福岡市西区姪の浜4-14-30 092-892-0111

(歯科) 近藤あきら歯科医院 近藤 晃先生 福岡市西区豊浜2-1-2 092-885-0810

11.緊急時における対応

(対応方法) 保育の提供中、子どもに体調の急変などがあった場合、すみやかに保護者又は緊急連絡先、その他医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じます。翌日よりの通院等は保護者の方にお問い合わせいたします。

1 2.非常災害時の対応

(防火管理者) 園長 楠野吉弥

(防災計画) 消防計画洪水時における避難確保計画事業継続計画 (BCP)

(避難訓練) 避難及び初期消火を想定した訓練を毎月1回以上実施

(防災設備) 消火器・誘導灯・火災報知器・非常用放送設備他

(避難場所) 本園 第一避難場所 園庭 第二避難場所 姪浜小学校

分園 第一避難場所 愛宕浜小学校 第2避難場所 愛宕浜小学校屋内

(災害時の対応) 緊急災害時にはできる限りの情報発信に努めますが、個人的な連絡はできません。保護者の方の自主的な判断のもと、速やかにお迎えをお願いします。また、災害発生時には、「緊急連絡票」に記載されている方であればお子さんをお引渡しします。大型台風接近時には、気象庁や公共交通機関の運行情報を踏まえ、休園することがあります。その場合は事前にキッズリーでお知らせします。大規模地震(南海トラフ地震臨時情報等)の発表があった場合も同様です。

(指定避難所) 地域の方を受け入れる場合があります。

1 3.賠償責任保険の加入状況

(保険の種類) 日本スポーツ振興センター災害共済、全国私立保育園連盟賠償保険

(保険の内容) (独) 日本スポーツ振興センターの災害保険(健康保険の負担分を補填)に加入し大きな怪我の場合は全国私立保育園連盟の賠償保険により対応いたします。

1 4.虐待防止等の措置

(緊急時の対応) 児童に不適切な養育の兆候が認められる場合その他必要な場合は、児童虐待の防止等に関する法律その他の関係法令等に従い、当園の負う通告義務に従い、関係機関へ通告等を行うほか、関係機関と連携し必要な対応を行います。

1 5.個人情報の取り扱い

当法人においては、個人情報に関する方針を定め、情報保護の徹底に努めます。但し以下に記載した保育に必要な範囲内において、適切に使用して参ります。

①園生活において、園児が必要とする箇所(くつ箱、かご等)や個人で使用する(連絡帳・帽子等)には名前や写真を掲示、記載します。

②園内の壁装飾として、当番表、誕生表、園児作品には名前と写真を掲示します。

③園児名簿、日誌、指導計画、児童票、名札、HP(個人が特定できない程度)、キッズリー、園便りやクラス便りに、行事や園児の名前や写真を載せます。

④児童票、調査票、健康調査票の提出をお願いしますが保育上必要な目的以外は使用しません。

⑤園児名簿や園児連絡先は保育園側が使うものです。それ以外の方から求められてもお知らせしません。

⑥実習生の記録ノートに園児名の記載はいたしません。

⑦保護者会等より求められた場合は、名前のみ名簿をお渡しします。

⑧行事等の写真撮影を業者に依頼しています。業者は本園の個人情報保護方針の趣旨を理解・承諾した上で、撮影・管理をしています。

⑨入園進級式、運動会、保育参観、卒園式等の行事において保護者の皆様が記録する写真、ビデオ等、保育園から提供した写真等については、本園の個人情報保護方針の趣旨をご理解頂くと共に、むやみに第三者への提供やネット上での公開を行わないようにしてください。

【個人情報保護に関する方針】

社会福祉法人観音会は、特定教育・保育の提供に当たって、職員及び職員であった者が知り得た個人情報や秘密は、法令による場合を除くほか、保護者の同意を得ずに第三者に提供することはありません。

平成 26 年 4 月 1 日制定

令和 5 年 4 月 1 日改定 社会福祉法人観音会